

空き家利用希望者フローチャート

空き家バンクの利用



完了通知の発行



内覧等希望（町へ報告）



内覧



交渉



交渉不成立
の場合

交渉成立
の場合



他物件

空き家所有者との契約

本町の空き家バンクを利用する場合は、空き家バンク制度利用者登録申込書（様式第7号）を提出してください。

利用者登録申請書を提出していただいた方に対して、空き家バンク制度利用者登録完了通知書（様式第8号）を通知します。

※なお、申込みにあたっては、空き家に定住又は定期的に滞在することを前提とします。また、公の秩序を乱したり、内容の虚偽等が判明した場合は、登録後でも取り消しを行う場合があります。

※利用登録から2年経過したときは、利用登録を抹消します。しかし、再度申請していただくことで再登録することは可能です。

空き家バンクに掲載されている物件を内覧したい場合は、空き家バンク制度交渉申込書（様式第12号）を提出してください。

交渉申込み後、空き家所有者と空き家利用希望者の日程調整をさせていただいた上で、内覧していただきます。

空き家所有者と利用希望者で交渉をしていただきます。なお、交渉にあたり町は関与いたしません。

引き続き、空き家バンクに登録されている他物件を探していただくことが可能です。

空き家所有者との契約をしていただきます。

契約事項については、空き家所有者との調整並びに契約締結にあたっては、宅地建物取引士の媒介が必要となる場合がございます。

※ 登録内容の変更

当初申込（空き家バンク制度利用者登録申込書）に記載された内容に変更が生じた場合は、空き家バンク制度利用者登録事項変更届出書（様式第9号）を提出していただきます。